

令和3年度

海南市店舗リフォーム工事補助金

募集要領

問合せ先 海南市産業振興課
073-483-8460 sangyosinko@city.kainan.lg.jp

令和3年3月25日

1. 趣旨

海南市内の小売・サービス業等の店舗への集客力の強化並びに職場環境の維持及び向上を図ることにより、地域経済の活性化に寄与することを目的に、市内の施工業者の施工により店舗のリフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2. 補助対象者

補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自己の所有する店舗又は自らが賃借している店舗（リフォーム工事について所有者の同意があるものに限る。）にリフォーム工事を行う者であること。
- (2) 個人又は資本金の額が2,000万円以下の法人であって、リフォーム工事完了後の店舗で指定業種を営業するものであること。
- (3) 申請の日の属する年度の前年度分までの市税（国民健康保険税を除く。）を完納していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びその関係者でないこと。

3. 補助対象経費

別表第2に定めるリフォーム工事にかかる費用。

※ただし、工事金額（住宅部分と店舗部分が一体となっている併用住宅にあつては、店舗部分に限定される工事金額に限る。）が10万円以上であること。

※施工業者については、建設業等を営む個人又は法人（市内に事務所又は事業所を有する者に限る。）でリフォーム工事を施工する者に限る。

4. 補助率及び補助限度額等

- (1) 補助率 補助対象経費の2分の1（千円未満は切り捨て）
- (2) 補助限度額 営業中の店舗の場合 30万円
空き店舗の場合 50万円
- (3) 補助対象期間 交付決定日から令和4年3月末

※但し、第1回募集時に補助金の交付決定を受けた者は、令和3年9月30日までに着工すること。

5. 募集期間

○海南省店舗リフォーム工事補助金

【第1回募集】

令和3年4月1日（木）8：30～令和3年5月14日（金）17：15

【予算額】

200万円（申込み多数の場合は抽選）

【抽選日時】

令和3年5月17日（月）18：00

【抽選場所】

海南省役所5階 産業振興課

※第1回募集の申込みが予算額の上限に達しない場合、令和3年秋頃に随時募集を行います。（随時募集については市ホームページにて周知予定です。）

【抽選方法】

申請者又は代理人によるくじ引き。

※申請者がくじを引けない場合は職員が代理でくじを引きます。

【交付の要件】

第1回募集で補助金の交付決定を受けた方は、令和3年9月30日（木）までにリフォーム工事に着手いただくようお願いします。

※工事未着手の場合は補助金の交付決定を取消す場合があります。

○海南省店舗リフォーム工事補助金（空き店舗リフォーム）

【募集期間】

令和3年4月1日（木）8：30～令和4年1月31日（月）17：15

【予算額】

100万円（先着順）※予算が無くなり次第終了いたします。

《ご注意ください！》

工事は、補助金交付申請後、市から「補助金交付決定通知書」が届いた後に着工してください。補助金の交付決定前に着工した場合は、補助の対象となりませんので、ご注意ください。

6. 補助事業の流れ



※応募多数の場合は抽選となります。(空き店舗リフォームは先着順)

7. 申込み時の必要書類

- 海南市店舗リフォーム工事補助金交付申請書（様式第1号）
- 収支予算書
- 法人にあつては履歴事項全部証明書の写し
- 法人にあつては直近の決算書の写し、個人にあつては直近の確定申告書の写し（ただし、新規開業の場合はこの限りでない。）
- 申請の日の属する年度の前年度分までの市税（国民健康保険税を除く。）の完納証明書
- リフォーム工事を行う店舗の位置図
- リフォーム工事を行う店舗の評価証明書
- リフォーム工事の工事内訳見積書の写し
- リフォーム工事の内容を明らかにする図面
- リフォーム工事に係る店舗の所有者の同意書及び当該店舗の賃貸借契約書の写し（申請者が店舗を貸借している場合に限る。）
- リフォーム工事を行う店舗が空き店舗の場合にあつては、空き店舗証明書
- 暴力団排除誓約書
- その他市長が必要と認めるもの

8. その他留意事項

- ・補助金の交付決定後に着工し、当該年度内に完了する工事であることが条件です。
- ・補助金の交付は、1店舗につき1回限りとする。
- ・交付決定後に、申請内容を変更しようとするときは、事前に承認を受ける必要があります（ただし、軽微な変更の場合は不要。）。

別表第 1

通番	日本標準産業分類 細分類番号	細分類項目名（業種）
1	5611	百貨店，総合スーパー
2	5699	その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）
3	5711	呉服・服地小売業
4	5712	寝具小売業
5	5721	男子服小売業
6	5731	婦人服小売業
7	5732	子供服小売業
8	5741	靴小売業
9	5742	履物小売業（靴を除く）
10	5791	かばん・袋物小売業
11	5792	下着類小売業
12	5793	洋品雑貨・小間物小売業
13	5799	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
14	5811	各種食料品小売業
15	5821	野菜小売業
16	5822	果実小売業
17	5831	食肉小売業（卵，鳥肉を除く）
18	5832	卵・鳥肉小売業
19	5841	鮮魚小売業
20	5851	酒小売業
21	5861	菓子小売業（製造小売）
22	5862	菓子小売業（製造小売でないもの）
23	5863	パン小売業（製造小売）
24	5864	パン小売業（製造小売でないもの）
25	5891	コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）
26	5892	牛乳小売業
27	5893	飲料小売業（別掲を除く）
28	5894	茶類小売業
29	5895	料理品小売業
30	5896	米穀類小売業
31	5897	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業
32	5898	乾物小売業
33	5899	他に分類されない飲食料品小売業
34	5911	自動車（新車）小売業
35	5912	中古自動車小売業
36	5913	自動車部分品・附属品小売業
37	5914	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）
38	5921	自転車小売業

39	5931	電気機械器具小売業（中古品を除く）
40	5932	電気事務機械器具小売業（中古品を除く）
41	5933	中古電気製品小売業
42	5939	その他の機械器具小売業
43	6011	家具小売業
44	6012	建具小売業
45	6013	畳小売業
46	6014	宗教用具小売業
47	6021	金物小売業
48	6022	荒物小売業
49	6023	陶磁器・ガラス器小売業
50	6029	他に分類されないじゅう器小売業
51	6031	ドラッグストア
52	6032	医薬品小売業（調剤薬局を除く）
53	6033	調剤薬局
54	6034	化粧品小売業
55	6041	農業用機械器具小売業
56	6042	苗・種子小売業
57	6043	肥料・飼料小売業
58	6051	ガソリンスタンド
59	6052	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）
60	6061	書籍・雑誌小売業（古本を除く）
61	6062	古本小売業
62	6063	新聞小売業
63	6064	紙・文房具小売業
64	6071	スポーツ用品小売業
65	6072	がん具・娯楽用品小売業
66	6073	楽器小売業
67	6081	写真機・写真材料小売業
68	6082	時計・眼鏡・光学機械小売業
69	6091	ホームセンター
70	6092	たばこ・喫煙具専門小売業
71	6093	花・植木小売業
72	6094	建築材料小売業
73	6095	ジュエリー製品小売業
74	6096	ペット・ペット用品小売業
75	6097	骨とう品小売業
76	6098	中古品小売業（骨とう品を除く）
77	6099	他に分類されないその他の小売業
78	7511	旅館，ホテル
79	7521	簡易宿所

80	7611	食堂，レストラン（専門料理店を除く）
81	7621	日本料理店
82	7622	料亭
83	7623	中華料理店
84	7624	ラーメン店
85	7625	焼肉店
86	7629	その他の専門料理店
87	7631	そば・うどん店
88	7641	すし店
89	7651	酒場，ビヤホール
90	7661	バー，キャバレー，ナイトクラブ
91	7671	喫茶店
92	7691	ハンバーガー店
93	7692	お好み焼・焼きそば・たこ焼店
94	7699	他に分類されない飲食店
95	7711	持ち帰り飲食サービス業
96	7811	普通洗濯業
97	7812	洗濯物取次業
98	7813	リネンサプライ業
99	7821	理容業
100	7831	美容業
101	7841	一般公衆浴場業
102	7851	その他の公衆浴場
103	7891	洗張・染物業
104	7892	エステティック業
105	7893	リラクゼーション業(手技を用いるもの)
106	7894	ネイルサービス業
107	7899	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
108	7911	旅行業(旅行業者代理業を除く)
109	7912	旅行業者代理業
110	7931	衣服裁縫修理業
111	7941	物品預り業
112	7961	葬儀業
113	7962	結婚式場業
114	7991	食品貸加工業
115	7992	結婚相談業，結婚式場紹介業
116	7993	写真プリント，現像・焼付業
117	7999	他に分類されないその他の生活関連サービス業

備考 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項及び第 5 項に規定する営業は、指定業種から除く。

別表第2

リフォームの内容を問わず対象から除く工事		備 考
増築		
基礎・相当数の主要構造物に工事が及ぶ改築		
床面積の増減を伴う改築		
除却		
公共工事の施工に伴う補償費の対象となる店舗のリフォーム工事		
工事内容		備 考
対 象	屋根の塗替え、葺き替え、防水工事	
	外壁の張替え、塗装工事	
	内壁の張替え、塗装工事	
	天井の張替え、塗装工事	
	フローリングの新設、張替え	
	ガス設備工事	機器の取替えは熱源変更を伴う工事の費用として含まれる場合のみ対象とする。また、都市ガスへの切替え、オール電化工事、太陽光発電工事等に係る費用も対象とする。
	電気設備工事	
	給湯設備工事	
	換気扇・レンジフードの新設	
	防音工事、防音サッシへの取替え	
	断熱工事	
	床暖房工事	
	浴室ユニット・浴槽の新設	
	便器の新設、取替え	取替えは、便器の様式を変更する場合に限る。
	洗面台の新設	
	キッチンユニットの取替え	
	食洗機、オープン等の新設、取替え	キッチンユニット交換に伴うビルトインタイプの機器の設置で、工事の費用として含まれるものに限る。
	内装の張替え	
	部屋の間仕切りの新設、変更	
	ふすま、障子、畳、窓の新設	畳の表替え、裏返しも可とする。
建具・開口部の新設、取替え	建具の取替えは、開口部工事を伴う場合に限る。	
造り付け収納家具の新設、修理		
対 象 部	耐震改修に関する工事	市が実施する他の助成制度を利用している場合は、その補助対象額を除いた金額のみ対象とする
	バリアフリーに関する工事	
	合併浄化槽に関する工事	
対 象 外	車庫、物置、倉庫等の工事	
	門扉、ブロック塀等の外構工事	
	植樹、剪定等の植栽工事	
	雨水浸透柵の設置工事	
	貯水槽、雨水タンク設備の設置工事	
	防犯ライト・カメラの設置工事	
	ハウスクリーニング、排水管清掃等	ここでのハウスクリーニングとは、水まわりのカビ落とし、換気扇の洗浄、フローリングのワックス掛け等をいう。
この表において定めのないもの		この告示の趣旨に基づき、別途市長が判断する。

